国民年金保険料を納めるのが困難な方へ

未納のままにせず申請を

収入が少なく国民年金保険料を納めるのが困難な方のために、平成20年度分（平成20年7月～平成21年6月）の「保険料免除」および「若年者納付猶予（30歳未満の方の保険料猶予）」の申請を受け付けています。

年度内に申請をして、免除基準に該当となり承認されると、7月までさかのぼって免除されます。ただし、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することになった場合、さかのぼった期間は受給に必要な期間に計算されませんので、早めに申請しましょう。

保険料免除

●免除の種類

免除の種類は、「全額免除」と3種類の「一部納付制度」があり、一カ月あたりの納付額は下表のとおりです。

「一部納付制度」は、納付すべき保険料を納付しなかった場合、未納期間と同じ扱いとなりますので、納付をお忘れにならないようご注意ください。

●免除対象となる所得基準

本人・配偶者・世帯主の前年所得が、次の金額以下の場合、免除の対象となります。

・全額免除

57万円＋扶養親族人数×35万円

・4分の1納付

78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など

・半額納付

118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など

・4分の3納付

158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など

【免除の種類】

	(納付額/月)
・全額免除	0円
・4分の1納付	3,600円
・半額納付	7,210円
・4分の3納付	10,810円

※免除がない場合の納付額は、14,410円です。

●免除期間中の年金の計算

免除を受けた期間の老齢基礎年金は、保険料を全額納めた場合と比べて、次のように計算されます。

・全額免除　6分の2
・4分の1納付　6分の3
・半額納付　6分の4
・4分の3納付　6分の5

若年者納付猶予

若年者納付猶予（30歳未満の方の保険料の猶予）は、本人と配偶者の前年所得が次の金額以下の場合、納付が猶予されます。

・納付猶予となる所得基準

57万円＋扶養親族人数×35万円

※注1　年度途中で30歳に到達する場合は、到達する月の前月まで（1日生まれの場合は、前々月まで）が猶予されます。

※注2　猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映されません。

保険料の追納

免除された保険料は、10年以内に納付（追納）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされます。

申請は毎年度必要

免除申請は、原則として毎年度必要です。ただし、失業や災害以外の理由で「全額免除」または「若年者納付猶予」の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き同様の免除・猶予の承認を希望される場合は、あらかじめ継続の意思を示すことにより申請があったものとして取り扱い、自動的に審査を行います。

※承認の区分が変更されたときや、所得の確認ができない場合は改めて申請が必要です。

◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課
☎58 - 2111
（内線1180～1187）

● 申請に必要なもの ●
（「保険料免除」「若年者納付猶予」共通）

◆年金手帳　　**◆認印**

・平成20年1月1日以降に市へ転入してきた方は「**平成20年度課税証明書(※)**」
・平成19年度以降に失業したことを理由とする場合は「**雇用保険**」「**雇用保険被保険者離職票**」などの写し

※ご本人の課税証明書とあわせて、世帯主および配偶者の方の課税証明書が必要です。

年金相談のお知らせ
「ねんきん特別便」について

社会保険労務士が相談に応じます。ぜひご利用ください。

●相談予定日および会場
　3月17日㈫　谷和原庁舎2階第3会議室
●相談時間　午前9時～午後4時
●定　　員　18人（要予約）
●申込方法　住所、氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、電話番号を国保年金課までお知らせください。

＜申し込み・問い合わせ先＞
伊奈庁舎国保年金課　☎58-2111（内線1183）